

倫理，政治・経済

I 次の文章を読み，下の問に答えなさい。

社会契約というのは，もちろんフィクションである。それが証拠に，日本という国家を作る社会契約を実際に結んだ人など，過去も含めて一人もいないだろう。そもそも社会契約の前提となっている「自然権」というものの自体がフィクション以外の何ものでもない，と思う人もいるかもしれない。

実際，ホッブズやロック以降，自然権に対する批判が提出された。中でも「最大多数の^(a)最大幸福」で知られる功利主義の創始者ジェレミー・ベンサムは，一七九二年の著作で「自然的権利というのは，ただの戯言である。自然的で不可侵の権利というのは，美辞麗句を^{もてあそ}ぶ戯言であり——大言壮語の戯言である」と厳しく非難している。

続いてイマヌエル・カントは，ベンサムの著作の翌年に発表された論文「理論と実践」で，「起源の契約に基づいてのみ，人間のあいだに公民的な，それゆえ一貫して法的な組織が創設され，公共体が設立されうる」と述べつつ，「しかし，この協定（原初的契約や社会的協定と呼ばれる）は，ある人民における個々の私的意志すべてを共同の公的意志に連合させることを〔…〕事実として前提することを決して必要としていない」と断じた。もしも歴史のどこかの時点で契約がなされたのだとしたら，「確実な消息や証書を口頭または文書で私たちに残していなければならない」と。

だが，フィクションだから無意味かといえば，決してそうではない。確かに，上の一節で「起源の契約に基づいてのみ」と言われていたように，現存する国家の大部分は社会契約に基づいて機能している。しかし，そのことは実際に契約がなされたかどうかとは関係がない。そのことを，カントは「起源の契約とは「理性の純然たる理念である」が，「それは疑う余地のない（実践的）現実性をもっている」と表現する。つまり，社会契約は，それ自体としてはフィクションであり，それゆえ契約書も存在しないが，現に存在している国家を成り立たせ，機能させるという「実践」の

上では紛れもない「現実」なのだ。別の言い方をすれば、社会契約は現に国家があるための前提となる「理念」であるということだ。

では、現に存在する国家で前提にされている「理念」としての社会契約は、ホッブズ**(b)**のものだろうか、それともロックのものだろうか。

(互盛央『日本国民であるために：民主主義を考える四つの問い』，新潮社，2016年より抜粋。ただし文章は一部変更)

問 1 下線部(a)について。ホッブズとロック，それぞれが唱えた社会契約説の相違を，彼らが想定した自然状態および自然権の相違に基づいて説明しなさい。(300字以内)

問 2 下線部(b)について。筆者のこの問いに対し，十八世紀に発せられた複数の宣言を論拠として挙げつつ答えなさい。(100字以内)

II 次の文章を読み、下の問に答えなさい。

世界の国々の憲法は、千差万別である。先進国といわれる国々の憲法の姿・内容も決して一様ではない。

そもそも、「憲法」という言葉自体が何を意味するかが問題で、それを知ろうとすれば、人類の長くて複雑な歴史(特に西洋の歴史)の茂みに分け入らなければならない。

「憲法」に関連して「立憲主義」もよく論じられてきた。

この言葉は、日本では明治憲法時代によく使われ、戦後しばらくは廃れたが、近時またよく使われるようになった。しかし、それはどのような意味か。辞典の説明によれば、「立憲主義」とは「憲法に基づいて政治を行うという原理」(大辞林)とある。が、「憲法」という言葉自体が一義的でないとすれば、「立憲主義」についてのこの定義も明確な内容を伝えてくれない。「立憲主義(constitutionalism)は、感情に訴え説得力のある含蓄をもつが、分析的・記述的文脈では曖昧模糊としており、政治論議を豊かにすると同時に混乱させている概念の一つである」と評されることになる。(中略)

今日もなおいわゆる成文憲法をもたないイギリスのような重要な例外もあるが、現代の「憲法」(「立憲主義」)について典型的な姿をいうとすれば、次のようになると思われる。

第一に、特に「憲法」(時には「基本法」)と称して他の法形式(とりわけ議会の制定する通常の「法律」)と区別して制定される成文法があること。

第二に、その成文法が、政府(統治権力)の正統性(レジティマシー)の唯一の法的根拠であること。

第三に、その成文法は、個人の自律的存在性を尊重する趣旨に立つ基本的人権を保障し、権力の濫用を防止するための統治構造(権力分立ないし抑制・均衡)を定めていること。

第四に、その成文法は法律を含む他の法形式に対し強い形式的効力をもって優位し(憲法の優位)、その優位性を確保するため独立した機関(司法裁判所や憲法裁判所など)が違憲審査権をもつこと。

そして「立憲主義」とは、このような「憲法」を土台として国を運営する方法をとることをいう。

(佐藤幸治『立憲主義について』左右社、2015年より抜粋)

問 1 「立憲主義」をこの文章のように理解するとき、日本国憲法はどのような仕方で立憲主義を実現しているといえるか。具体的な制度に言及して説明しなさい。(250字以内)

問 2 下線部について、明治憲法時代の立憲主義は今日の立憲主義とどのような点で同じで、またどのような点で異なっていたかを説明しなさい。(150字以内)

Ⅲ 次の文章を読み、下の問に答えなさい。

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準(SNA)に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成される。

国民経済計算は「四半期別 GDP 速報」と「国民経済計算確報」の2つからなっている。「四半期別 GDP 速報」は速報性を重視し、GDPをはじめとする支出側系列等を、年に8回四半期別に作成・公表している。「国民経済計算確報」は、生産・分配・支出・資本蓄積といったフロー面や、資産・負債といったストック面も含めて、年に1回作成・公表している。

(内閣府ホームページ『国民経済計算とは』より抜粋)

我が国国民経済計算(以下、「JSNA」という。)については、約5年ごとに公表される産業連関表等の詳細な基礎統計をベンチマーク(基準)として取り込み、過去の計数の再推計を行う「基準改定」を約5年ごとに実施している。

今回の基準改定については、平成28年度中を目途に実施する予定であり、その際には、直近の「平成23年産業連関表」(平成27年6月確報公表)等の基礎統計を取り込むとともに、あわせて平成21年に国連で採択された国民経済計算の国際基準である「2008 SNA」に対応する予定としている(現行のJSNAは、平成5年に国連で採択された「1993 SNA」に対応)。

(内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算の次回基準改定及び2008 SNAへの対応に向けた今後の予定等』、平成27年12月25日より抜粋)

問1 「GDP」とは何か。概念を簡潔に説明しなさい。(50字以内)

問2 国民経済計算はなぜ更新された詳細な基礎統計を基準として取り込み、「基準改定」を行うのだろうか。国民経済計算に「速報」と「確報」が存在することに着目して、その理由を述べなさい。(150字以内)

問 3 国民経済計算次回基準改定に関する研究会の資料『2008 SNA について』(内閣府経済社会総合研究所, 平成 25 年 3 月 29 日)によると, カナダにおいて 1993 SNA から 2008 SNA へ移行したところ, GDP が 2.4%~2.6% ほど上方改定された。主因は研究開発投資を GDP に計上したことである。なぜ, 国民経済計算は各国が各国の方法で作らず, このような「国民経済計算の国際基準」で作成するのだろうか。また JSNA が 2008 SNA 基準に対応することは, 何を意味するだろうか。あなたの考えを論理的に述べなさい。(200 字以内)